

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	(おかやましりつ こうなんしょうがっこう) 岡山県岡山市立岡南小学校												
(ふりがな) 所 在 地	(おかやまし きたく こうなんちょう) 岡山県岡山市北区岡南町二丁目4-5												
電話番号	086(225)3526				FAX番号	086(225)3527							
学級数			1年 2	2年 3	3年 3	4年 3	5年 3	6年 3	特支 6	計 23			
児童・生徒数			74 (特支) 6	90 6	92 1	113 3	92 7	108 5	569 29				
教職員数	51人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成17年4月1日							
学校運営協議会の 委員数・構成	27人	内 訳	地域代表 8人、保護者代表 4人、教職員 7人、 大学教授等有識者 5人、行政関係3人 学校運営協議会代表者（会長等）：元清輝小学校長										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年から3年間岡山県教育委員会から「いきいきスクール支援事業」の指定を受け、その事業を進めるために「いきいきスクール推進委員会」を設置した。 ・岡輝中学校区が文部科学省による「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に平成14年度から3年間指定され、平成17年度、18年度に文部科学省による「コミュニティスクール推進事業」の指定を受け、平成20年度に再指定を受けた。 ・平成17年度から岡山市教育委員会指定「地域協同学校第1号」（岡山市版コミュニティスクール）として5年間指定され、平成22年度から継続指定されている。 ・岡南小学校は岡輝中学校区を地域とした学校運営協議会として運営しているので、学校運営協議会の委員の構成を上記のようにしている。 (必要に応じて、各学校園単位の運営協議会を開催する。) ・学校運営協議会で提言されたシニアスクールを小学校内で実施していくために、NPO法人「子どもたちと共に学ぶ教室シニアスクール」の協力を得ている。 												

(平成22年7月31日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況（資料4参照）
 - 岡輝中学校区は、岡山市の中心部に位置し、学校の周辺には、住宅街、商店、工場等が密集しており、子どもたちの生活環境については必ずしも良い状態とは言えない。
 - 中学校区内には二つの小学校があり、住宅と古くなった商店が混在する清輝小学校区と、国道2号線や市内環状道路等の交通網の整備により、近年急速に市街化が進んだ岡南小学校とがある。
 - 児童生徒は総じて明るく、人なつこく、子どもらしい周りの人の気持ちを考えて行動したりできる児童生徒も多い。しかし、集団や社会の規範を無視した粗暴な行動を繰り返したり、様々な原因で不登校に陥ったりする児童生徒も多い。家庭本来の機能の低下による基本的生活習慣や学習習慣の欠如、小さい頃からの狭い人間関係による問題行動の恒常化があると考えられる。
 - 上記のような状況の中、平成10年度には非行対策のパイロット地区に指定され、地域ぐるみの活動が始まった。そこで、これまで岡輝中学校区で取り組んでいた青少

年育成の地域ぐるみの取り組みを、文部科学省による「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に平成14年度から3年間研究指定されたことを機にさらに深化させ、児童生徒の問題行動、不登校等、学校が抱える諸課題の改善を図ろうと考えた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 平成14年度から16年度の3年間文部科学省による「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」の指定を受け、平成11年度から3年間設置した「いきいきスクール推進委員会」を発展継承する形で、地域学校協議会を設置した。研究は、岡輝中学校と2小学校だけでなく、中学校校区内の幼稚園・保育園も研究協力園として取り組み、岡輝中学校区6校園が中心の地域運営学校が動き始めた。
- その後、平成17年度・18年度の2年間、新たに「コミュニティスクール推進事業」を受け、平成20年度には、岡輝中学校、岡南小学校、清輝小学校、岡南幼稚園が再度同推進事業の指定を1年間受け、その際、「岡輝中学校区学校運営協議会」と名称を変更した。また、平成17年度から岡山市地域協働学校第1号の指定を5年間受け、平成22年度、岡山市から継続指定を受けて引き続き取り組みを行っている。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員の候補者選定 (資料2参照)
⇒岡輝中学校区の2小学校、1中学校には共通に抱える課題が多く、それぞれの学園で取り組むより中学校区全体で取り組む方が課題の解決により有効であると考え、各学校園より地域代表、保護者代表、学校代表を選定し、学識経験者と行政関係者を加えて学校運営協議会を設置した。なお、PTAの代表者が5月のPTA総会で決定するため、協議会は6月スタートとしている。
協議会委員については、年度末に中学校区で発行する地域情報紙「ちくたく」により公募している。
- 委員や教職員などへの制度趣旨の説明
⇒協議会委員には、6月の運営協議会で新委員の紹介や協議会の責任と権限について説明する。教職員については、夏季休業中に実施する6校園合同研修会において、地域協働学校の取り組みの概要について説明し、中学校区全体として取り組むことを共通理解している。
- 協議会の運営案の企画
⇒原則として、学校運営協議会を毎月第3木曜日に開催することにしており、協議会の前（原則 毎月第2水曜日）に運営協議会役員会を開催して運営協議会の運営について話し合っている。役員会は、協議会の会長、地域部代表、PTA部代表、学校園部代表で構成。
- 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方
⇒協議会の委員は守秘義務を有するものとして委嘱されているので、可能な範囲で各学校園の実情や課題等を詳しく伝えるようにしている。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 「地域の子どもは地域で育てる」ことへの意識化。地域の方と連携した教育活動を

進めてほしい。

- 保、幼、小、中の連携の強化。特に、保・幼と小学校の接続時を重視してほしい。
- 学校園を支援する取り組みや人材の発掘。
- 年度が変わったときには、6校園共通のめざす子ども像について、めざす子ども像ができた背景や見直し等について、共通理解できる時間の確保を。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 高齢者を中心とした地域の人々との交流による子どもの心の育成。
- 基礎学力、学ぶ意欲向上のための支援。
- 園児、児童、生徒の基本的な生活習慣の定着や保護者の子育て支援。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 特別支援学級や通常学級の中での特別支援を強力に支援していくための教員配置について。教育支援員の配置。
- 現在加配されている教員数の確保、並びに力量のある教職員の配置。
- 地域や保護者に信頼される教諭、特別支援をコーディネートできる人材の配置等。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 学校園の円滑な運営のために、6校園長が協議する学校園部会を実施。
毎月1回、中学校、2小学校、幼稚園の4カ所を順番に会場として集まり、情報交換、行事確認、学校運営協議会の議題検討などを行う。

【教育活動に関すること】

- 保幼小中と一貫した教育を推進していくために、学校園の各分野が連携して子どもの成長を支援していくように推進体制を整えた。（資料2参照）
 - ・6校園合同研修会の開催
 - ・協同学習の推進
- 岡輝中学校では、平成19年度より、中学校区の課題に取り組む一つの手段として「協同学習」という学習形態を取り入れた授業づくりに力を入れ、教師主導型の授業から、子どもの「分からない」を大切にした子ども主体の授業づくりに取り組んでいる。岡南小学校では、平成20年度から協同学習に取り組み始め、子どもが主体の授業づくりを進めている。（平成20年度から…岡南小学校）
- シニアスクールの設置
高齢者を中心とした地域の人々との交流による子どもの心の育成を図るために、平成16年度に、岡輝中学校と清輝小学校に、平成19年度に岡南小学校にシニアスクールが開校した。（平成19年度から…岡南小学校）
- NPO法人「子どもたちと共に学ぶ教室シニアスクール」が中心となり、毎週土曜日に岡輝中学校内で「岡輝版、土曜寺子屋」を開催。対象は、小学校5・6年生と中学生。（平成20年度より）
教科は、小学生が国語・算数、中学生が国語・数学・英語。
- 「改訂 岡輝版・子育て法」の作成（平成15年度末）
基本的生活習慣の確立のための子育て冊子の作成。
- 児童の心を育てたり、安全を守るために各種団体との連携。
 - ・民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、青少年育成協議会等
- 子どもの心の安らぎの場としてのビオトープの整備やビオトープ教室等での子ども

の関わりの場の提供

【教職員の任用に関するここと】

- 勤務年数によらず、学校運営に必要な教職員の確保等、校長としての意向を教育委員会に伝えた。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 岡輝中学校区の6校園の教職員が、園児、児童、生徒の実情に伴う指導方法について情報交換し、0才から15才までの子どもたちの自立をめざし、望ましい子育てのあり方について様々な方面から意見を出し合い、中学校区で一貫した子育ての方針を描くことができた。特に、協同学習を軸とした取り組みで、保幼小中の「連携」から一步進めて、保幼小中の進む方向を合わせた「一貫した教育」をめざすことができている。
- 毎年、夏季休業中に6校園の全教職員が一堂に会して合同研修会を2回行い、中学校区全体で取り組みを進めているコミュニティスクール推進事業についての概要や学校運営協議会の内容等について理解を深めている。また、授業づくり班、保幼小連携班、人権教育班等7つの班に分かれて具体的な取組について検討している。この取り組みは、保育園、幼稚園、小学校、中学校の垣根を取り払い、子どもたちのスムーズな入学進学に大きく貢献している。
- 各6校園が、毎年1回は公開研究授業を行って児童の実態を把握とともに、中学校区で取り組んでいる協同学習についての共通理解が進んできている。
- 行政が運営協議会のメンバーになっているので、各学校の児童の実態や学校が抱える課題について理解していただく機会があり、課題解決に向けての相談がしやすくなつた。

【教育委員会側】

- 中学校区単位で「地域協働学校」の指定を行い、「連絡会」を設置して幼・小・中の連携を強化することで、就学前から義務教育修了までの子どもの育ちを連続的に支援できるシステムが出来上がりつつある。
- 公開授業や研究協議を学校種を超えて実施する際の垣根が低くなっている。

【園児・児童・生徒側】

- 学校園部会で取り組んでいる協同学習が各学校園で少しずつ進み始め、今まで授業中に学級の中に入りにくかった児童生徒の居場所ができはじめた。
- 平成16年度に、岡輝中学校と清輝小学校に、平成19年度に岡南小学校にシニアスクールが開校した。シニアの人たちと同じ敷地で勉強するようになって学校が三世代同居の家庭になり、互いを思いやる優しさと潤いのある学校生活が生まれた。シニア生が学校行事に参加をしたり、給食と一緒に食べたり本の読み聞かせをしたりして子ども達の中へ積極的に入っている。本校では、核家族化で普段高齢者と接することが少ない児童が多いので、このような交流の場を設けることで、子どもたちが高齢者を慕ったり思いやりの気持ちをもったりするなど、精神状態の安定が図れるようになってきたのが何よりも大きな成果である。

【保護者側】

○ 「改訂 岡輝版・子育て法」作成及び活用

6校園では、生活4原則である「早寝・早起き・朝食・うんち」を合言葉に基本的生活習慣の確立に取り組んでいる。PTA部を中心に学校園部の教職員も協力して独自に「岡輝版・子育て法」、「改訂 岡輝版・子育て法」の冊子を作成した。

○ 「子育てin岡輝」の開催

6校園では、生活4原則である「早寝・早起き・朝食・うんち」を合言葉に基本的生活習慣の確立に取り組んでいる。家庭の教育力の向上を進めるための取り組みとして「子育てin岡輝」と銘打ってイベントを実施した。21年度は、12月に、有森広子さん（五輪メダリスト有森裕子さんの母）を招いての講演を行った。

○ 岡南小学校ではPTAの運営委員会を中心に、昨年度のPTA教育講演会において、岡山大学大学院准教授熊谷慎之輔氏（学校運営協議会スーパーバイザー）に「学校・家庭・地域社会を結ぶPTA活動」という演題で講演をしていただいた。PTA活動の意義やPTA活動をとおして、子どもも大人も成長していくなければならないことなど、これからPTA活動のあり方について考える良い機会となった。

【地域側】

○ 学校運営に参画する地域部委員の発案により、シニアスクールの設立や土曜寺子屋の実施など、子どもたちにとって幅広い教育活動を行っている。また、中学校区にある公立の保幼小中だけでなく私立の幼稚園・保育園、県立高校を含めた情報交換や交流事業（つながれ岡輝！音楽と踊りのフェスティバル）などを行うことにより、中学校区の活性化を推進することができた。

○ 岡輝版、土曜寺子屋

平成20年10月より学力の向上を目指して、NPO法人「子どもたちと共に学ぶ教室シニアスクール」が中心となり、毎週土曜日に岡輝中学校内で「岡輝版、土曜寺子屋を」開催している。対象は、小学校5・6年生と中学生。教科は、小学生が国語・算数、中学生が国語・数学・英語である。参加している子ども達は、熱心に勉強し成績を上げている。

○ 地域部が中心となって地域情報紙「ちくたく」を発行することにより、中学校区内にある学校園の取り組みや地域での活動を啓発し、地域住民の意識向上を図ることができた。

○ 「地域に愛され、地域に信頼され、地域とともに発展する学校」をめざし、学校・家庭・地域と連携して取り組む中で、民生委員会や老人クラブなど学区内の各種団体との連携が深まっている。

・民生委員児童委員協議会での情報交換と委員有志による読み聞かせ

毎月の定例会が小学校で開催されており、その会に学校園も出席し、学校園の様子などを話し地域の方の協力を仰いでいる。特に、不登校の子どもたちについて様子を知っていただき、地域で見守っていただくようにお願いしている。

また、民生児童委員の有志の方に、毎月1回3年生以下の児童に本の読み聞かせに来ていただいている。

・老人クラブによる子どもの安全を守る活動

毎月15日の学区防犯デーと毎週木曜日の下校時に小学校に来ていただき、子どもたちと一緒に下校し、子どもたちの安全確保に努めている。

・青少年育成協議会による中学校区をあげての中学校区美化活動

夏休みに、中学校区をあげて一斉に「サマークリーン作戦」を行い、学校や地域

を清掃している。それぞれの小学校で作業した後に、岡輝中学校に行くまでにゴミ拾いをしながら集まり、中学校ではおいしいかき氷を食べながら交流をしている。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 「岡輝中学校区研究推進委員会」各連携班の取組の充実に努め、保幼小中一貫した子どもの育ちを求めて校園間の段差を低くし、協同学習（学びの共同体づくり）についての研究を深める。そのためには、連携班で6校園間の連絡調整、企画・運営の核となるミドルリーダーの育成が不可欠である
- 地域を支える次世代の人材育成が急務である。
- 岡南小学校のシニアスクールは、週1回なので交流の機会をもちにくい状況にある。シニアスクールの設立の趣旨をしっかりと踏まえ、交流の機会を増やしたり、内容の充実を図ったりしながら、子どもたちにとって有意義な活動を取り入れていく。
- 地域住民の気持ちを聞きながら、魅力ある地域情報誌「ちくたく」を発行していく。ただ、予算的な措置がないため、財源の確保をどうするかが課題である。
- 「改訂 岡輝版・子育て法」を児童の家庭に配付するようにしているが、十分活用できていないのが実情である。内容としてはすばらしいものが書かれているので、今後の活用方法を検討していくと共に、有効な子育て支援策を考えていきたい。子育て、親育ちとなる支援が必要である。

(教育委員会として)

- 中学校区単位での指定を基本としており、指定に際して中学校区の地域住民及び保護者、学校園の意思形成が重要となるが、今まで以上に効果的な意思形成の方法を見出す必要がある。
- 地域協働学校を横軸とした場合、縦軸となる岡山型一貫教育（学力の向上）とどのような関わりを持たせていくかを検討する必要がある。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 6校園が一貫した教育を進め、園児、児童、生徒が落ち着いて学校園での生活や学習を進めていくために、協同学習をより推進していく。
- 「岡輝版・子育て法」を学級懇談やPTA研修会等で積極的に活用し、児童生徒の基本的生活習慣並びに子育ての仕方について等を話し合う機会を設定する。
- 岡南小学校のシニアスクールは週1回であり、児童とシニア生徒との交流機会がなかなか設定できにくいが、授業や行事、給食などで交流の機会をできるだけ増やし、子どもたちにとって心の交流ができるよう有意義な活動を取り入れる。

(教育委員会として)

- 地域協働学校対象校への実態・意識調査を実施し、共通する課題や方向性を探ることで、支援の在り方を検討する。また、地域住民も対象とする研修会を実施し、意思形成の促進を図る。
- 岡山市学校教育課題検討委員会（教育行政審議会の専門部会の一つ）での提言等を指定中学校区に共通テーマとして投げかけ、地域特性を生かした取組を開拓することで、教育課題の効果的な解決を図る。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年11回開催)

回	年月日	議題等
1	H21.4.17	人事・学校組織・学校園経営計画案
2	H21.5.21	学校園経営計画の承認
3	H21.6.19	新委員、協議会の責任と権限について
4	H21.7.16	拡大協議会、特色と課題
5	H21.9.17	1学期のまとめと2学期の計画
6	H21.10.15	学校園、地域、PTAの取り組み
7	H21.11.19	学校園、地域、PTAの取り組み
8	H21.12.17	拡大協議会、2学期のまとめ
9	H22.1.21	学校園自己評価の提案
10	H22.2.18	担当委員より評価報告、地域情報紙について、「つながれ岡輝！音楽と踊りのフェスティバル」について
11	H22.3.18	学校園、地域、PTAのまとめ、来年度の計画、地域部の活動について

(補記)

- ・この他、学校運営協議会委員の内、有識者、地域代表、保護者代表を各6校園の担当に分け、学校行事（入学式、運動会、卒業式、公開研究授業等）に参加して学校園の様子を見るようにしている。
- ・学校運営協議会全体を4つの部会（地域部、PTA部、学校園部、行政部）に分けて、必要に応じて部会を開催している。
- ・「地域部会（PTA部会との合同）」は、原則毎月第3火曜日に開催している。
- ・「学校園部会」は夏季休業中に合同研修会を2回開催し、地域協同学校づくりについて取り組みの概要や趣旨等についての研修と共に、6校園共通して取り組んでいる協同学習についてを中心に、それぞれの班に分かれて具体的な活動についての企画を行っている。（組織の詳細は、資料3参照）

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上 （資料5参照）

岡山市の場合、平成21年度までは指定期間は5年間であったが、平成22年度より、指定期間の年数に制限がなくなった。

- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上

- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

別添え資料3のように運営協議会の活動を、「地域の教育力を高める取組」「学校園の教育力を高める取組」「家庭の教育力を高める取組」「学校園を支援する取組」の4つに分け、それぞれの部会の取組と共に、学区の関係機関や団体と連携しながら活動に取り組んでいる。

(※別添え 資料3参照)

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

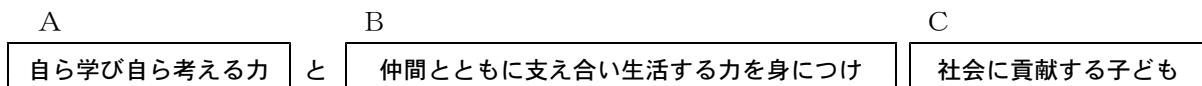
- 外部アンケートについては、6校園それぞれが保護者、児童のアンケートにより意見を集約している。岡南小学校においても、1学期末と2学期末の年2回外部アンケートと2学期末の教職員を対象にした内部アンケートを実施し、それを元に学校自己評価を実施している。
- 実施したアンケート等をもとに実施した学校自己評価は、1月の学校運営協議会で提案し、運営協議会の各学校担当委員を中心に2月の学校運営協議会で意見をいただいた。

5. その他

（別添資料）

- 岡輝学区「めざす子ども像」（資料1）
- 岡輝中学校区学校運営協議会・組織図（資料2）
- 岡輝中学校区学校運営協議会の活動とその他の活動（資料3）
- 岡輝中学校区研究指定の流れ（資料4）

岡輝学区「めざす子ども像」



- A 自分を高める子ども
B 共に生きる子ども
C 人の役に立つ子ども



岡輝中学校

- A 学び合い、自ら学び続け、仲間とともに自らの将来を切り拓く生徒
B 自ら考え判断し、責任ある行動をする生徒
C 人の役に立つ生徒



清輝小学校

- A よく考える子ども
B 仲良くする子ども
C よく働く子ども

岡南小学校

- A がんばる子ども
B やさしい子ども
C 支え合う子ども



清輝保育園

- A 遊びを楽しむ子ども
B 思いやりのある子ども
C あいさつのできる子ども

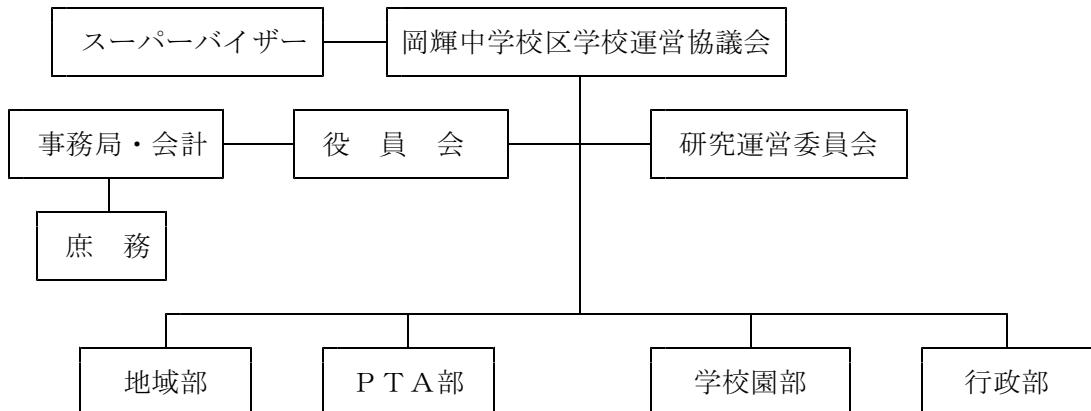
岡南幼稚園

- A たくましい子ども
B やさしい子ども
C すこやかな子ども

岡南保育園

- A 遊びを楽しめる子ども
B 心豊かで思いやりのある子ども
C 笑顔であいさつができる子ども

岡輝中学校区学校運営協議会・組織図



役員会

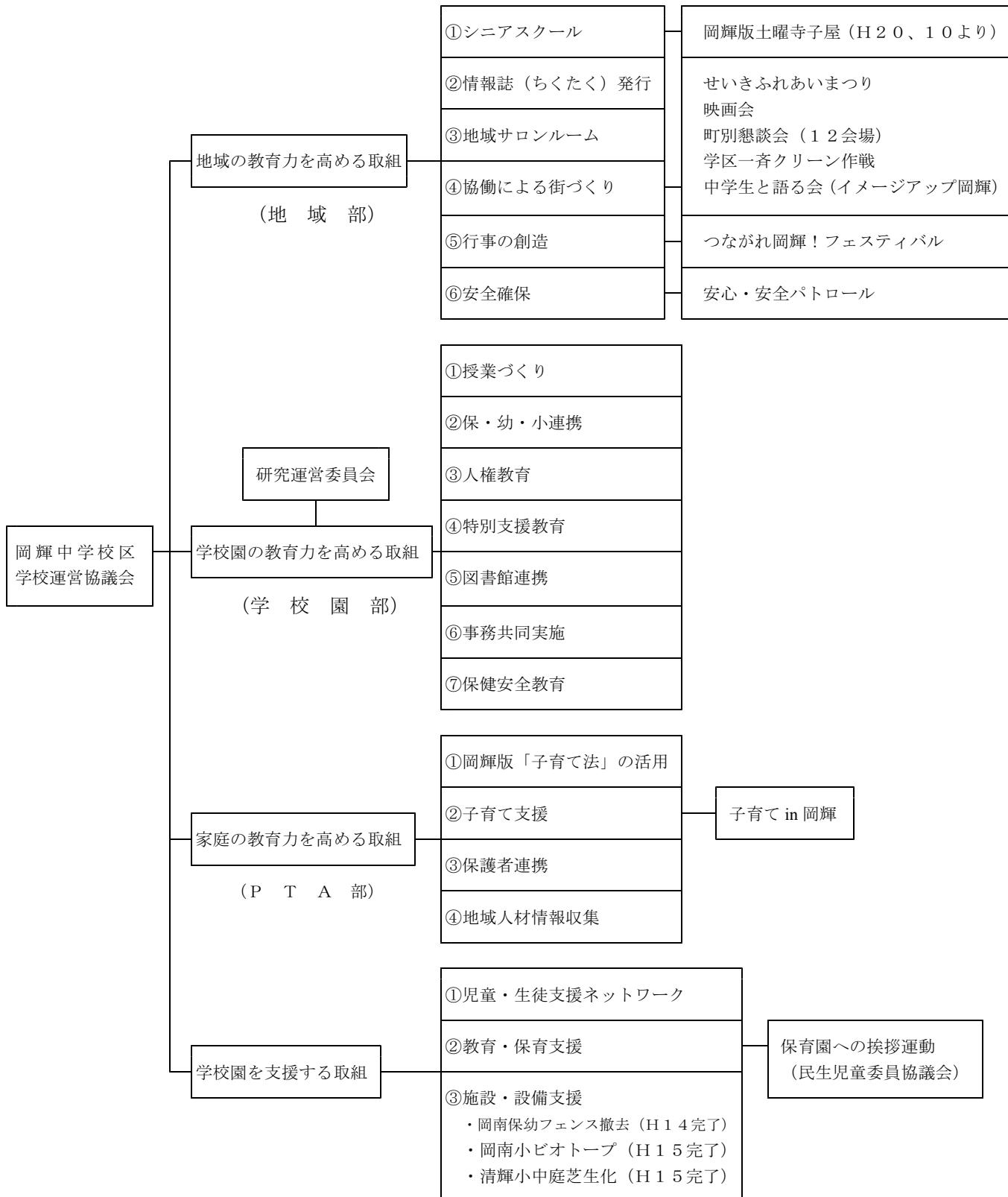
犬飼舜也（会長） 千後英治（副会長） 片山安基夫（副会長） 遠藤隆宏（副会長）
森谷正孝（前岡輝中校長） 小原和登志（岡南小） 能井俊二（清輝小） 梶原 敏（岡輝中）

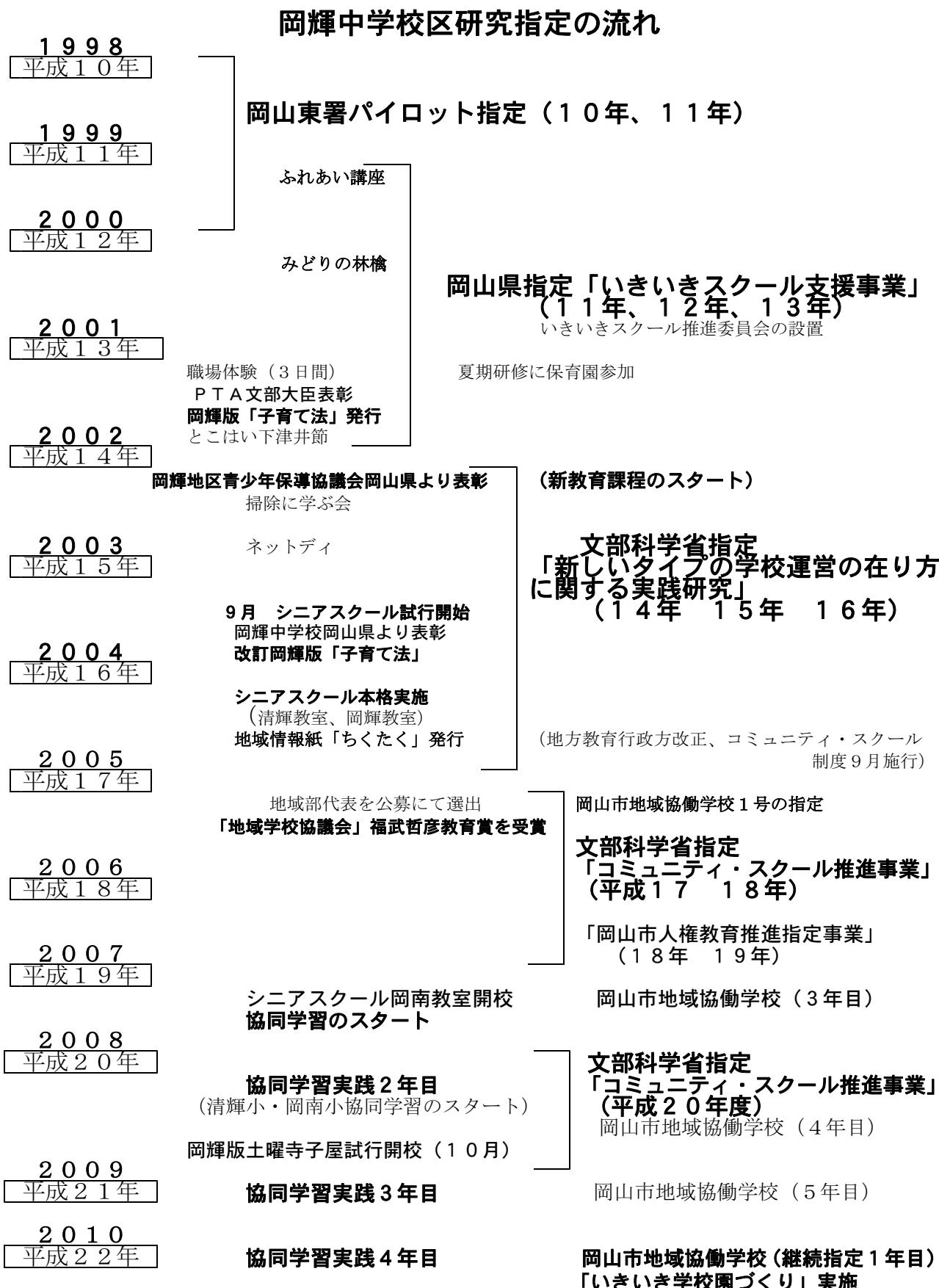
岡輝中学校区学校運営協議会委員

1	犬飼 舜也	(会長・地域部)	岡南学区連合町内会推薦・元清輝小学校長
2	熊谷慎之輔	(スーパーバイザー)	岡山大学教育学部准教授
3	岡 礼子	(学識経験者)	元清輝小学校長 ノートルダム清心女子大学非常勤講師
4	高柳 光成	(学識経験者)	前芳田小学校長
5	森谷 正孝	(学識経験者)	前岡輝中学校長 (NPO代表)
6	岡村 耕輔	(地域部)	清輝学区連合町内会長
7	中原 一郎	(地域部)	清輝学区連合町内会副会长 元清輝幼・小・岡輝中PTA会長
8	千後 英治	(地域部)	元地域学校協議会会长 元岡輝中学校PTA会長
9	戸田 多栄	(地域部)	清輝学区主任児童委員
10	今村 泰典	(地域部)	元岡輝中PTA会長
11	増川 英一	(地域部)	県議会議員、元岡輝中学校PTA会長
12	大倉 美恵	(地域部)	岡輝公民館長
13	小川 深雪	(地域部)	清輝児童センター館長代理
14	遠藤 隆宏	(副会長・PTA部)	岡輝中学校PTA会長
15	高田 充巳	(PTA部)	岡南小学校PTA会長
16	相澤 誠	(PTA部)	清輝小学校PTA会長
17	道前 真依	(PTA部)	岡南幼稚園保護者代表
18	片山安基夫	(副会長 学校園部)	岡輝中学校長
19	能井 俊二	(学校園部)	清輝小学校長
20	小原和登志	(学校園部)	岡南小学校長
21	馬場 素子	(学校園部)	岡南幼稚園長
22	出本 宣子	(学校園部)	清輝保育園長
23	浮田 範子	(学校園部)	岡南保育園長
24	木村 裕子	(行政部)	岡山市保健福祉局保育課課長補佐
25	平松由美子	(行政部)	岡山市教育委員会指導課課長補佐
26	西山 径	(行政部)	岡山市教育委員会指導課指導副主査
27	梶原 敏	(事務局長)	岡輝中学校教頭

岡輝中学校区学校運営協議会の活動とその他の活動

(その他の活動)





平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)		(きょうとしりつ ふじしろ しょうがっこう)								
学校名	京都市立 藤城 小学校									
(ふりがな)	(きょうとしふしみくふかくさおおかめだいごろうたちょう)									
所在地	京都市伏見区深草大龜谷五郎太町37									
電話番号	075(621)5585				FAX番号	075(621)5580				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	
		2	2	2	2	2	2	1	13	
児童・生徒数		49	46	56	54	63	51		319	
(特支)		0	0	0	1	1	0		2	
教職員数	22人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成17年10月28日				
学校運営協議会の委員数・構成	31人	内訳	地域代表 19人、保護者代表 3人、教職員 6人、大学教授等有識者 3人 学校運営協議会代表者（会長等）：高橋 猛（自治連合会）							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年4月に京都市立藤ノ森小学校東分校を独立させ、藤城小学校として開校した創立25年目の新しい学校である。 ○平成17～18年度、20～21年度に文部科学省及び京都市のコミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校となっている。 ○情報教育の研究実践を継続して8年目であるが、京都市情報化推進センター、学校運営協議会ふれあい部会・教育情報化部会などの協力を得て情報教育を核とした授業研究の成果をあげている。 									

(平成22年9月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 平成17年当時創立20年目の若い学校であった藤城小学校に対する保護者や地域の熱意はすばらしく非常に協力的であったが、20周年を契機に地域の力を子ども達の教育に生かそうという気運がさらに高まり、その熱い思いを学校運営や学校教育活動の改善に生かすシステムが必要であった。
- 教育情報化を核とした特色ある学校づくりを推進するため、家庭・地域との連携をさらに深めることが課題であった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- すでに設置されていた学校評議員制度を発展させ、学校運営や教育活動の改善に貢献できる組織づくり。
- PTAや各種団体が所管する事業、学校の教育活動がより効果的になるよう組織的に調整するため。
- 学校評価システムを構築し、地域・保護者・学校が子ども達の実態を共有して役割を

果たし教育力を高め、地域ぐるみの学校をつくるため。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○教職員への説明

⇒学校運営協議会の設置を平成17年度の学校経営方針に位置づけ、4月1日の職員会議で「本校の教育活動の重点支援に向けて活用する」ことを確認。
情報教育を核とする＜授業が変わる・子どもが変わる・学校が変わる＞を合言葉とした取組を進めるために、教職員も開かれた学校の重要性を再確認した。

○コミュニティ・スクール推進事業の取組（組織体制や委員候補者選定等にむけて）

⇒京都市におけるコミュニティ・スクールのビジョンのもとに推進

- ◆ 「まちづくりは、ひとづくり」という理念
「番組」と呼ばれる自治組織ごとに明治2年には64の番組小学校を設立
- ◆ 「地域の子どもは地域で育てる」という理念
平成13年度・・・学校評議員制度
平成15年度・・・学校評価システムの導入
平成16年度・・・京都市独自の学校運営協議会

運営協議会の組織体制や委員候補者選定等について設立準備会を発足させ、準備会のメンバーとして「学校評議員」を中心に委嘱し、情報教育研究の支援者である大学関係者、教育委員会の支援を得て数回の設立準備会や視察、スクールミーティングを行い、平成17年10月28日「学校運営協議会設置」の日を迎えた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○学校教育目標、運営基本方針の説明を受けての助言等

○年間計画の確認

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 年間計画案（ふれあい事業を中心に）作成への参画
- 放課後まなび教室運営委員会の活動の推進
- 学校安全ボランティアの募集、呼びかけについての提言
- ふれあい大掃除等、学校環境整備部会の呼び掛けによる美化活動の提言

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

○特になし。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関するこ】

- 情報教育の成果や各学年の取組等のきめ細かな情報発信（お便り・HP等）
- 前期・後期の学校評価アンケートの分析と運営協議会による実践に向けた討議
- 放課後まなび教室実行委員会による指導者ミーティングの実施

【教育活動に関するここと】

- ふれあいパーク事業の導入⇒手作りの野外炊事かまど「なかまどんランド」の完成
(平成19年度)
- 教育活動へのふれあい部会、教育情報化部会の参画（人や物、場の設定支援）
 - 1・2年生活科→むかしのあそび・さつまいもパーティ・リース作りなど
 - 3年社会科→昔の道具・昔の暮らし
 - 4年総合→防災探検隊（H21）防犯探検隊（H22）など
 - 5年総合→夢をつかもう（H21）キャリア教育の視点で職業体験・インタビューなど
 - 6年総合→みんなに優しい町（H21）福祉の視点で

【教職員の任用に関するここと】

- 教員公募の状況説明

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 開かれた学校として地域・保護者の理解が深まる中で「地域の学校」づくりに対する教職員の意識も自然に高まった。
- 教育活動へのふれあい部会、教育情報化部会の参画（人や物、場の設定支援）によって、「授業が変わる・子どもが変わる・学校が変わる」ことを体感して意識改革につながった。

【教育委員会側】

- 平成17年当時、学校運営協議会設置校は京都市で11校であったが、その後着実に数を伸ばし、平成22年4月時点で全国629校のうち京都市の設置校は162校となり、京都方式の運営協議会の実践で地域と学校が共に子どもを育む基盤がさらに固まってきている。

【園児・児童・生徒側】

- 地域のゲストティチャー等外部からの支援体制が整い学習の幅が広がった。
- 安全環境部会の活動が広がり、登下校の安全・安心の見守り活動が定着した。
- ふれあい活動や「放課後まなび教室」等の整備で休日や放課後の居場所ができた。

【保護者側】

- 見守り隊に代表される子ども安全ボランティア活動が充実した。
- 学校評価システムの活用とともに「藤城やまざくら通信」（毎月1回発行・校区内全戸配布）等で情報がより早く共有できる。

【地域側】

- 学校や子どもに対する安心・安全の取組が、地域全体の問題として地域を挙げて取り組んでいく契機となり、地域の安全意識がより高まった。
- 夏祭りや餅つき、PTAオータムフェスタ等の行事の参加協力が容易になった。
- 学校に対する意識の垣根が低くなり、学校に行きやすくなった。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会の委員である地域各種団体、PTA役員等の意識・意欲は大変高いが地域住民やPTA一般会員の運営協議会への理解・協力をさらに深める必要がある。
- 先の長い活動とするため、委員の世代交代等を考えねばならない。
- 運営協議会の活動に関わる経費の問題。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 学校ホームページや毎月全戸配布の「藤城やまざくら通信」等様々な形での情報発信を継続していくとともに、PTA会員への働きかけを教職員も共に行っていく。徐々にPTA会員の理解も深まり連携がとれた活動となってきた。
- 地域団体のリーダーの世代交代を見据えて、運営協議会各部会長レベルの小委員会を開き、次年度委員の人選等を話し合う。
- 毎年の委員報酬の一部を供託し、活動費（草刈り機の燃料等）としているが、大きな取組については教育委員会や外部団体等の事業で予算を得ている。
 - H19「ふれあいパーク事業」（手作りによる野外炊事用かまどの製作）
 - H20～科学技術振興機構（JST）社会技術開発研究事業
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
系統的な『防犯学習教材』研究開発・実践プロジェクト（教材開発 G）

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年6回開催)

回	年月日	議題等
①	H21.5.1	(協議) 新年度第1回学校運営協議会（理事会）に向けて会長・各部会長による小委員会
1	H21.5.8	平成21年度第1回学校運営協議会 (審議) 新年度学校経営方針 (協議) 今年度活動方針・年間行事予定・学校評価について各部会の活動について (報告) 放課後まなび教室実行委員会より
②	H21.10.30	(協議) 第2回学校運営協議会（理事会）に向けて会長・各部会長による小委員会
2	H21.11.6	第2回学校運営協議会 (協議) 前期学校評価を受けて前期活動の振り返りと後期に向けて各部会後期の活動に向けて (報告) 放課後まなび教室実行委員会より

		(報告) 子どもを守る防犯リーダー指導力アップ研修会について
③	H22. 2. 25	(協議) 第3回学校運営協議会（理事会）に向けて 会長・各部会長による小委員会 各部会の次年度年間活動計画案の策定
3	H22. 3. 5	第3回学校運営協議会 (協議) 後期活動の振り返りと次年度事業計画について 各部会次年度の活動に向けて (報告) 後期学校評価の報告 (協議) 学校評価結果を受けて次年度の活動について (報告) 放課後まなび教室実行委員会より (報告) 子ども見守り隊交流会について
(補記) ・学校運営協議会・PTA・学校共催の家庭教育学級（防犯・情報モラル等のテーマで）を実施。 ・放課後まなび実行委員会は、別途年間数回実施。		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- | | |
|--------------------------------|--|
| ○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上 | 2 年 |
| ○ 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上 | 1 年 |
| ○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの学校の実態に合わせて人選は学校に委任されているが、会長・校長を中心とした小委員会で地域団体・PTA等のバランスを考えて選んでいる。 |
| ○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・議事の詳しい公開はしていないが、学校便りや「藤城やまざくら通信」、ホームページで概要を報告。 ・教育委員会への報告書は年度末に提出。 |

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTAから会長・副会長が学校運営協議会理事として参画しており、様々な行事が共催で取り組まれている。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校評価システムを活用し、前期後期の年間2回、児童・保護者・地域（運営協議会理事を含む）・教職員の評価を運営協議会で分析して、取組に生かしている。

【別添資料】

- 藤城小学校【やまざくらNET21】構造図
- 京都市立学校における運営協議会の設置等に関する規則
- 「藤城やまざくら通信」

藤城小学校【やまざくらNET21】～一人ひとりが輝き、夢がひろがる、地域に根ざす学校づくり～

教育情報化



学校運営協議会と連携・協働
(やまざくらNET21)

藤城物語(学校文化)の構築

学校運営協議会(やまざくらNET21)を核とした地域ぐるみの学校づくり

ふれあい活動部会

- 学校・PTA・地域が共催の
ふれあい活動
 - ・オーダムフエスタ
 - ・ふれあい土曜塾
 - ・ふれあいサッカー教室
 - ・茶道体験・作って遊ぼう
 - ・たこあげ大会
 - 小中連携活動
 - 地域入材の学習活動への
参加

安全環境部会

- 学校・PTA・地域と連携
したパトロール活動
 - ・藤城子どもみまもり隊
- 地域安全マップ作り
- 地域防災マップ作り
- 不審者情報メール配信

環境整備部会

- 児童・保護者・地域と
連携した学校環境の整備
- 環境教育への参画
 - ・ふれあい清掃
 - ・花壇等整備
 - ・草引き等校地整備

教育情報化部会

- 教育情報化推進事業
 - ・情報モラルの育成
 - ・図書室のネットワーク化
- 学校・地域・PTAの
ホームページ等情報化推進
- 携帯へのメール送付
- 地域入材や教材の開発
- 藤城やまざくら通信発行

地域で学ぶ

地域で学ぶ

地域と創る

地域の学び舎

学校評価システム

～自らを振り返り、互いに高めあう⇒情報・課題、行動評価の共有～

- 学校運営協議会【やまざくらネット21】との連携
①学校自己評価 ②児童・保護者の評価 ③学校運営協議会理事による学校評価 ④学校・教育情報の提供

○京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 16 年 11 月 26 日

教育委規則第 3 号

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関する京都市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に子供たちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。
- 3 指定の期間は 2 年とし、再指定することができる。

(委員)

第 4 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
 - (2) 保護者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、公募するものとする。
- 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。
- 5 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 6 委員は、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職の地方公務員とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 第 1 項の規定に関わらず、設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(守秘義務等)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、別に教育委員会規則で定めるところによる。

(基本方針等の承認)

第8条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の編成に関する基本方針
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(情報の提供及び説明)

第12条 校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(幼児、児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、校長の同意を得て、設置校の幼児、児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、幼児、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(企画推進委員)

第16条 校長は、第10条に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、協議会に、企画推進委員を置くことができる。

2 企画推進委員は、協議会の委員以外の地域住民等から校長が委嘱する。

(専門委員会)

第17条 協議会の適切かつ円滑な運営を図るため、教育委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、教育委員会に対して、設置校の指定及び指定の取消しについて意見を述べ、並びに協議会の運営について評価を行う。

3 専門委員会の委員は、学識経験者、地域住民等、校長その他教育に関して優れた識見を有する者から、教育長が委嘱する。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、専門委員会の評価を踏まえ、協議会に対し、運営状況等について、指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、設置校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、指定を取り消さなければならない。

2 校長は、第12条の情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第8条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出ることができる。

(解任)

第20条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第6条の義務に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第21条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

やまざくらNET21



藤城やまざくら通信

第100号
平成 22 年 9 月



第100号！藤城やまざくら通信

平成 14 年 6 月「藤城やまざくら通信」創刊。その後、9 年間に亘り毎月絶えることなく発行し続け、今月で 100 号を迎えました。創刊当時、小学校も地域に対して開かれた学校を伝える方法を、各種団体も活動の様子を地域住民全体に知らせる方法を模索していました。そこで「藤城ふれあい活動推進協議会」が、学校の様子や地域の様々な情報を伝え、藤城学区の歴史を見守るべく「藤城やまざくら通信」の発行を始めました。



平成 17 年、藤城小学校創立 20 周年の年に「藤城小学校運営協議会」がスタートし、その後は「やまざくらNET21」の広報紙として、学校を核とした地域づくりのために、「好きです藤城！広げようふれあい」を実践するために紙面づくりを進めてきました。これからも、時代に応じた小学校や地域の取組の充実・発展の様子を自由な紙面で皆様にお届けしたいと思っております。皆様のご支援ご協力をよろしくお願ひいたします。

最後に、今まで発行に際しご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

やまざくらNET21（京都市立藤城小学校運営協議会）

第23回 藤城学区民体育祭

今年も体育祭のシーズンがやってきました。各町内の体育委員さんは、プログラム協賛のお願いから始まり各町内の選手集めやお弁当の手配など、今年の猛暑の中たいへんなことだと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。学区民体育祭は藤城地域の中でも大きなイベントの一つです。町内揃ってご参加いただき、勝敗に関係なく、一丸となって応援したり一緒にお弁当を食べたり談笑したりと、ご町内の方々とのふれあいを広げるためお一人お一人がご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

（藤城体育振興会）

日 時：平成 22 年 9 月 26 日（日）

午前 9:00 開会式

【雨天の場合 10 月 3 日（日）】

場 所：藤城小学校 第 1 グラウンド

主 催：藤城体育振興会



昨年の開会式の様子

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	(かわさきしりつ かわなかじま しょうがっこう) 川崎市立川中島小学校									
(ふりがな) 所 在 地	(かわさきし かわさきく かわなかじま) 神奈川県川崎市川崎区川中島2-4-19									
電話番号	044(288)3166				FAX番号	044(287)4062				
学級数		1年 2	2年 3	3年 2	4年 3	5年 3	6年 2	特支 3	計 18	
児童・生徒数		60 (特支) 1	94 2	74 3	81 0	86 1	78 2		473 9	
教職員数	39人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日						平成18年12月1日		
学校運営協議会の委員数・構成	16人	内訳	地域代表 8人、保護者代表 3人、教職員 4人、大学教授等有識者 1人 学校運営協議会代表者（会長等）：地域代表（地域教育会議議長）							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18～20年度 文科省コミュニティ・スクール推進事業調査研究指定校 ○ 平成19・20年度 文科省学校評価研究協力校 ○ 平成18～22年度 川崎市コミュニティ・スクール研究指定校（継続） ○ 平成21・22年度 パナソニック教育財団教育実践研究助成校 									

(平成22年8月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 学校経営方針として地域と手を携えて教育活動を推進する方向を打ち出し、具体的に協働して取り組む方策を模索していた。
- 保護者・地域住民等からなる「学校教育推進会議（学校評議員制度）」を中心に学校運営全般についての意見を聞き、学校教育推進に反映するようになっていたが、さらに地域との連携を強め、地域の力を学校運営そのものに生かすために、一定の権限を持って学校教育に対する責任の一端を担い、学校運営に参画する地域運営学校としてのあり方を模索していた。



学校運営協議会の様子

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 子どもたちの健やかな成長を願い、学校・家庭・地域社会が連携・協働しながら培ってきた特色ある新しい学校づくりをさらに進めようと考えた。(地域支援の期待と双方向連携による地域コミュニティ形成の模索)
- 協力的な保護者や地域住民の学校参画・支援により、一層信頼される学校づくりを推進しようと考えた。(説明責任と意見聴取を中心とした学校教育推進会議から一步踏み込んだ学校運営全般にわたる承認をする学校運営協議会制度を生かし、方向性を明確にした学校改革と運営の推進を意図した。)

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会制度を川中島小に取り入れる条件整備
 - ⇒ 学校運営協議会の設置を決定した拡大学校教育推進会議(※)役員・学校教育推進会議委員・PTA役員・教職員代表)を発展的に解消させて学校運営協議会準備委員会を新たに設置し、組織・所掌事項・委員の任期・事業などを検討し川中島小学校学校運営協議会要領を施行した。
※ 川崎市では中学校区単位に地域教育会議を設置し、地域・保護者・学校の代表者が委員となり、三者が連携して児童・生徒の社会生活及び教育活動を支援する取り組みをしている。川中島中学校区地域教育会議では、挨拶運動・花いっぱい運動・子ども会議・小中学校間連携活動など積極的に実践している。
- 川中島小学校学校運営協議会の運用に関する事項を定める学校運営協議会要領の策定
 - ⇒ 川崎市学校運営協議会規則・川崎市学校運営協議会要綱に基づき、川中島小学校の特長を生かした学校運営協議会要領を川崎市教育委員会のアドバイスをのもと学校運営協議会準備委員会で決定した。要領には、前文を置きコミュニティ・スクール導入の経緯と精神を明記した。(資料参照)
委員の委嘱・解職の提案を誰がするか、会長の選任を誰がするのかなど検討し、委員の提案は学校教育推進会議同様に校長が、会長及び副会長の選任は学校運営に保護者や地域住民が参画する制度の意味合いからも学校運営協議会の互選とした。教職員人事についても意見具申ができるようにしたこと、地域住民の意見を幅広く聞き、参画を制度的に保障するために委員の公募制を取り入れること、また委員の固定化を避けるために任期を一期2年の三期までとした。
- 学校運営協議会委員の任命及び解職について(提案権)
 - ⇒ 学校長が提案し、学校運営協議会準備委員会(学校運営協議会設置後は学校運営協議会)の承認をへて、川崎市教育委員会が任命及び解職することとした。学校運営協議会発足当初の委員については、学校運営協議会準備委員会のメンバーの中から選んだ。
- 具体的な活動コミュニティ部会の設置について
 - ⇒ 学校運営協議会の活動や取り組みを具体的に行う組織として「学び創造コミュニティ部会(※1)・学校評価コミュニティ部会・子ども安全コミュニティ部会・情報コミュニティ部会・幼保小中高大連携コミュニティ部会・ファンドコミュニティ部会」の各コミュニティ部会と共に、子どもの意見表明と参画推進を意図した

「子どもコミュニティ（子ども委員会）」（4～6年生の代表で構成）を設置することとした（※2）。

※1 学校の教育活動全般にわたり参画支援する部会で、授業計画への参画や講師・ボランティアとしての参加、外部講師の手配などの活動をしている。

※2 川崎市では子どもの権利条例により学校教育推進委員会において子ども委員の参加を位置づけている。本校は学校教育推進委員会を発展的に解消して学校運営協議会を設置したため、学校運営協議会要領において子ども委員会を開催して、子どもの意見や要望を学校運営協議会に取り入れることにしている。

また、学校運営協議会の活動や取り組みを支援する協力委員を各コミュニティ部会に置くこととした。（委員登録者は現在21名）

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等 【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○ 学校運営5ヶ年計画（レインボープラン）の策定

特色ある教育活動の推進と地域と連携した教育力の維持発展のために、5年間の基本計画（長期プラン）をたて、年度ごとに具体的な行動目標を設定した。この中では子どもの悩み相談の充実に、スクールカウンセラー・相談員の招聘、人権プログラムの推進（CAP）、キャリア教育の推進、食育の取り組み、子どものソーシャルスキル向上の取り組みなどの提案があった。

○ 校舎大規模改修に関する要望

休日開放が可能な多目的コミュニティ室の整備、トイレの快適化、エレベーターの新設、野外学習施設の設置、地域ふれあい活動ができる花壇などの要望をした。

○ コミュニティ・スクール継続の要望

地域に開かれ、地域に支えられ、地域との双方向の連携が進み、地域に信頼される学校づくりを推進している現在のコミュニティ・スクールの取り組みを教職員や保護者が替わっても継続するよう要望した。

○ 学校・保護者・地域がより一体となったコミュニティのめざす姿の構想

設立当初の「将来の姿を、夢を、語り合うコミュニティ」の想いを実現するため、学校・子ども・家庭・地域のめざす姿や将来像を語り合っていくことを要望した。

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 教職員の多忙化解消・業務改善に関する支援

業務内容の増加による居職員の多忙化を解消し、子どもと余裕を持ってふれあう時間を確保しながら、より子ども一人一人によりそった教育活動を行うことができるようすること。

- 教育予算の増額
学び創造コミュニティ部会を中心とした地域講師などによる体験的な教育活動を推進するための予算的措置（講師謝金）をすること。
- 教育サポーターへの参加
入学後の1年生の生活サポートや子どもたち一人一人のニーズにかかわるよりそい活動にコミュニティ委員が積極的に参加する。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 平成15年度から本校の特色の一つとなっている英語活動の充実と中学校との連携を意図したカリキュラムを作成するために、中学校英語科教員で小学校勤務を希望する者を配置すること。（18年度）
- 学校関係者評価での指摘により、自然環境を生かした教育及び理科教育の充実のために理科環境担当教諭を配置すること。（19年度）
- コミュニティ・スクール担当非常勤教員配置要望（20～22年度）
コミュニティ・スクール運営に関する事務（連絡・記録・報告・広報など）を定数内の教職員で担当すると多忙化が一層進むので、定数加配のあった文部科学省の調査研究事業指定を受けていた時に準じた非常勤教員配置を要望。
- コミュニティ・スクール活動に意欲的な教職員の配置を要望。（21年度）
人事異動による教職員の入れ替わりが多くなりコミュニティ・スクールの発展継続のために、意欲と資質を持った教職員の配置を要望すること。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関するここと】

- 学校運営5ヶ年計画（レインボープラン）の策定
レインボープランの中に、子どもの悩み相談を充実させること、スクールカウンセラー・相談員を学校に配置すること、人権プログラム（CAP）の取り組みを行うこと、かわさき共生共育の推進、1年生からキャリア教育を行うこと、食育の一環として味の素KKと連携して味覚教室や東京ガスKKと連携したエコクッキングなどを行うことなどを盛り込んだ。教育相談員は、21年度から週1日であるが配置され、子どもたちの心の落ち着きに成果が上がっている。（23年度以降の配置は未定）
- 校舎大規模改修計画への学校運営協議会委員の参加
大規模改修計画に多目的コミュニティ室や地域とのふれあいを推進するコミュニティ花壇の設置を盛り込み、22年度から大規模改修工事を開始している。節目となる打ち合わせには、コミュニティの委員も参加した。大規模改修は24年度末まで続く予定。
- 川崎市コミュニティ・スクールとしての指定継続については、23年度以降も引き続き指定を継続する方向で検討している。
- 教職員の多忙化解消・子どもとふれあう時間の確保
21年度から業務効率化モデル研究（文部科学省・川崎市）を始める。算数ドリル

・ワークのデータベース（問題プリント）を利用した教材作成の効率化、電子採点ペーンの利用（エクセル自動集計）による成績情報などの電子化・業務効率化（専用システムによるセキュリティの強化）など業務全般にわたる効率化改善などに取り組み始め、22年度からはさらに内容を発展させ、川崎市総合教育センターと連携して5年間の学校校務効率化・グループワーク推進の長期研究に取り組むことになった。（効率化による子どもとふれあう時間の確保の検証は今後の課題となっている。）

【教育活動に関するここと】

- 地域ふれ合い教育の推進（地域講師）及び地域講師の活動に関する謝礼金の配当
　　コミュニティ・スクールに関する事業計画書を市教育委員会に提出して、プロポーザル審査を受けて予算配当が決まる。今年度は学校・学校運営協議会企画の特別非常勤講師と1～4年外国語講師謝礼金などの配当を受けた。



川崎大師駅前での長十郎梨祭り様子

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学び創造コミュニティを中心とした委員と協働して教育活動を進めることが多くなり、授業への講師や資料などの協力を得られるようになり、やりがいを感じるようになった。
- 学校の教育活動を理解して下さる方が多くなり、保護者や地域からの積極的な提案も見られるようになった。学校評価で日々の教育活動への支持ポイントが高く、教職員が闊達で意欲も高まっている。（子ども・保護者・地域も元気が出る学校評価として、毎年資料を作成して配付している。）
- 毎月の学校運営協議会に全職員が参加し、コミュニティ・スクールの取り組む方向の共通理解が図られ、活動コミュニティ部会で協力委員や地域の方と計画をたてたり具体的な活動を行うことを通じて、コミュニケーションが深まった。夜の会議で忙しくなってはい



子どもの思いが叶った動物ふれあい

るが、一緒に活動することで教育活動に理解が得られ、励ましや温かい言葉をかけられるようになり、やりがいや連携の深まりを感じている。

- 地域活動に積極的に参加する教職員が増え、地域や保護者からも参加を期待されるようになった。子どもと教職員の地域行事参加は、地域からの学校への信頼を高めている。

【教育委員会側】

- 学校運営に支障がないように、市費非常勤講師（コミュニティ担当）を配置した。
- 学校・保護者・地域の連携により自主的に取り組む活動が見られ、学校・学校運営協議会が自立の方向に向かっていると感じられるようになった。
- 予算配当において学校及びコミュニティへの支援（教育活動に関わる学校需用費の増額）を行っている。



【園児・児童・生徒側】

- コミュニティへの参画意識を子どもにはぐくむため、「子どもコミュニティ」を組織している。自主的な活動を進めるためのスローガンとして、子どもたちは、「笑顔・やる気・絆が深まる川っ子パワー」を作った。
- キャリア教育・食育を含む家庭科の授業で考案した弁当が、地域のお店で販売された。（6年生の卒業式前後の限定販売ではあったが、地域で評判となった。今後も取り組む方向でお店と取組の調整している。）
- 雨日の体育館遊び、動物とのふれあい（移動動物園）など子どもコミュニティで提案したことが実現し、自分たちの思っていることを表明することが学校生活を変えていくことにつながることを実感している。（トイレ改修についても子どもワークショップで提案し、22年度末に実現することになり参画意識が向上している。）

スローガンを決めた子どもコミュニティ



地域のお店で発売された6年生企画弁当



- 通学路の安全マップを子どもの目線を生かして作り、20年度に全校配付。交差点や路地での交通安全への意識(飛び出しへの注意)が高まると共に危険に対する予防的な意識が芽生えた。(遠回りしても安全な道を選択)
- 地域やたくさんの講師の人と体験的活動や見学学習など、実際に関わっている人から直接教わったり、苦労話やとっておきの話などを聞くことができ、楽しく学ぶことができた。取り組んでいる様子などが新聞の記事になり、自分たちのやっていることにとっても価値があることがわかり、今まで以上に自分に自信がもてるようになった。(自尊感情・自己肯定観を育む子どもが増えた。)

楽大師（地域行事）に参加する3年生



5年生映画制作活動ロケ風景

(地域の方がエキストラ出演)



川小制作映画に野口聰一宇宙飛行士が国際宇宙ステーションから特別主演



野口さんの帰国式典会にも出演

【保護者側】

- 学校運営協議会委員、PTA役員、各コミュニティ部会の協力委員として学校運営に携わる中で、学校がいかに大変で、仕事量が多いかを知り、自分たちでできることは協力したいと思う方が増えてきた。
- 学校公開が増え、子どもの育ちがよく見えるようになった。学校評価の回収率や学校への建設的な意見が増えるなど学校に関心を寄せる方が多くなった。
- 学校教育学校報告会（年度当初の学校説明会で表明したことを1年間実践し、成果と課題、次年度の方向を報告する会）で学校運営協議会委員が報告し、一体感や開かれた学校、子どもをこの学校に通わせて良かったと思う方が増えた。
- 幼保小中高大連携コミュニティ部会の支援で幼稚園・保育園との交流が盛んになり、小1プロブレム等の問題を解消しつつある。保育園・幼稚園の職員との子ども理解についてのコミュニケーションが深まった。こうした取り組みにより、本校を評価する保護者が就学校の指定変更をして子どもを入学させるようになった。

【地域側】

- 映画制作や長十郎梨の取組などメディアにも子どもが輝く教育活動と一緒に進められて嬉しいという声が多く寄せられている。
- 学校掲示板により、川中島小学校の教育活動や様子がわかるようになり、学校行事などに関心を持つようになった。(参加者・学校訪問者の増加)
- 安全パトロールを担当して、子ども達と挨拶や会話をする方が増えてきた。



地域の方が授業に参加（講師）

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題
- 地域における川中島コミュニティの評判は高まっているが、コミュニティ・スクールの取り組みについて十分に地域に浸透しているとはいえない。
 - コミュニティ・スクールを立ち上げるということで、国や市からの人的・財政的なサポートがあったが、今後この取り組みを継続して上でのサポート体制が見えてこない。また行政の担当者が替わると今後どうなっていくのか将来像が見えない。
 - 学校運営協議会委員の改選・協力委員の確保と川中島小学校運営協議会の取り組みの精神を継続・繋いでいく方策
 - 近隣学校園との連携（小学校間の異なる学習体験が中学校で課題とならないような工夫）
 - ・9年間カリキュラムの検討（川中島プラン）
 - ・教育相談、不登校対策などの連携（中学校区の拡大コミュニティ構想）
 - 体験活動や地域ふれ合い教育講師への謝礼金、防犯・安全対策に関わる看板・ポスターの製作費など、各コミュニティ部会の活動を推進する上での財源確保。



中日ドラゴンズ井端弘和選手の特別授業
(卒業生によるキャリア教育)



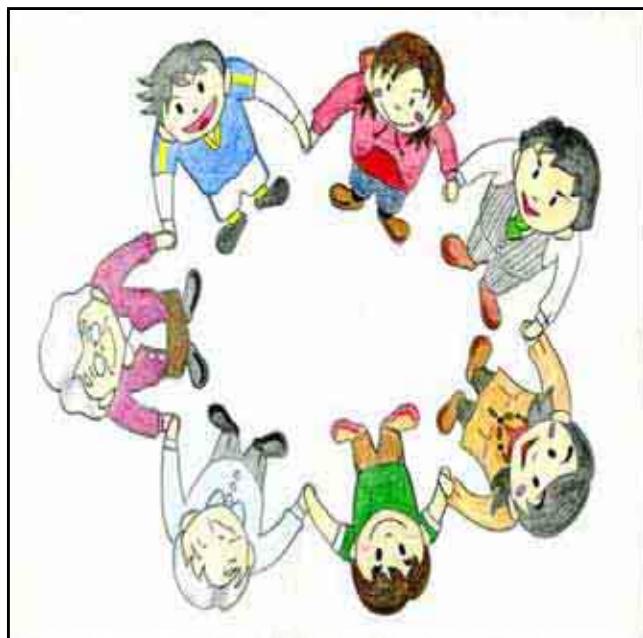
大学生によるダブルダッチ体験活動



大師地区発祥の長十郎學習
(市内北部の梨園)

8. 上記 7 の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 広報紙・回覧板・ホームページなどコミュニティの情報を保護者や地域に知らせる広報活動の充実(わかりやすい内容と配布先の拡大、定期的な配信と更新)
- 近隣小・中学校の教職員の学校運営協議会へのオブザーバー参加（幼保小中高大連携コミュニティ部会の協力委員としての参加）により、中学校区の地域コミュニティをめざす（設立時からの願い）
- 地域の子どもたちの9年間の学びを体系的にとらえた教育活動計画の構築（川中島プランの策定とともに近隣小中学校との連携カリキュラムの模索）
- コミュニティ部会独自の活動を支えるための基盤整備。（Tシャツなどのコミュニティ・グッズの販売、バザーなどでの焼きそば・豚汁販売、近隣の川中島中学校のバザーでうどん販売など。）



コミュニティの旗を掲げ活動をアピール

コミュニティのシンボルマーク

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年12回開催)

	年月日	議題等
1	H21. 4. 10	第1回（平成21年度学校運営所掌事項の承認）
2	H21. 5. 21	第2回（各コミュニティの活動計画）
3	H21. 6. 24	第3回（各コミュニティの活動・研修会計画）
4	H21. 7. 6	子どもコミュニティ
5	H21. 7. 22	第4回（サマーチャレンジスクールの協力計画）
6	H21. 7. 31	コミュニティ・スクール推進協議会（岩手会場）発表
7	H21. 8. 26	第5回（前期学校評価計画）
8	H21. 9. 24	第6回（第Ⅱ期への課題整備：公募委員計画）
9	H21. 10. 29	第7回（前期学校評価報告・後期改善計画）
10	H21. 11. 25	第8回（前期学校評価報告・）
11	H21. 12. 7	子どもコミュニティ
12	H21. 12. 22	第9回（校舎大規模改修検討）
13	H22. 1. 27	第10回（学校報告会準備・第三期委員公募）
14	H22. 2. 18	川崎市コミュニティ・スクールフォーラム発表（中原市民館）
15	H22. 2. 20	平成21年度学校教育報告会
16	H22. 2. 26	第11回（21年度学校評価まとめ・学校報告会評価）
17	H22. 3. 26	第12回（22年度の方向承認：第三期委員確定）

（補記）

上記とは別に随時、各コミュニティ部会を開催した

- ・ 子どもコミュニティ
- ・ 学校評価コミュニティ部会（学校関係者評価を実施）
- ・ 学び創造コミュニティ部会（授業研究会・学年活動に参画）
- ・ 情報発信コミュニティ部会（ホームページの更新）
- ・ 子どもの健康安全コミュニティ部会（地域との連絡会等に参加）
- ・ ファンドコミュニティ部会（各行事に活動参加）

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

期間の定めなし
2年（3期まで）

2年ごとに学校長が地域住民委員・学識者委員を提案し運営協議会で承認する。

保護者委員2名はPTA会長・副会長があたる。（指定職委員）

公募委員（2名以内：現在1名=保護者）

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- コミュニケーションによりの発行（議事録概要）
　　ホームページ（議題・決定事項・会議の様子など）
　　フェンス外側に設置した掲示板（コミュニケーションのお知らせや行事案内）
　　学校だより（活動や決定事項などのお知らせ）

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTAの役員会や運営委員会では、毎回コミュニケーションの活動の様子を報告している。
(コミュニケーション委員となっているPTA役員が報告を担当している)
- 学校行事は基本的に学校・PTA・学校運営協議会(コミュニケーション)の共催となり、
参画・協働・共済・共創を実践している。
- 従来PTA主催であった、バザーをハッピーフェスタ（子ども・保護者・地域・教職員がふれあうことを目的としたお祭り）と名称を変更し学校運営協議会との共催となった。
- 13年目となる中学校区地域教育会議との連携強化を図っている（中学生が小学校の行事などに参加する小・中連携の推進、中1と小6の合同授業・英語活動・ガーデニング・昔遊び・入学当初の1年生クラス支援サポートなどの学校教育ボランティアの取り組み）。

また、学び創造コミュニケーション部会での特別支援・体験的教育活動推進のため、大学生ボランティア・地域教育会議委員・映画のまちかわさきフォーラム(※)などの協力を得ている。

※ 川崎市の基本政策「個性と魅力が輝くまちづくり」の一つの柱である「映像のまち・かわさき」を推進する関係者の集まりで、行政・企業・団体が参加している。川中島小学校も20年度から映画制作に取り組んでいるのでフォーラムに参加している。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会委員（協力委員を含む）全員が学校関係者評価委員会委員を兼ね、学校評価コミュニケーションのまとめ役が代表者（座長）となり、学校評価の評価項目の検討を学校運営協議会で行い、学校評価コミュニケーション部会で集計整理を行っている。
- 学校行事などを開催する都度、参加者へのアンケート・評価の実施と集計を行い、学校運営協議会や学校評価コミュニケーションで成果や課題を話し合い改善を進めている。

5. その他

川崎市立川中島小学校ホームページをご覧下さい。

<http://www.keins.city.kawasaki.jp/2/ke200501/>

(2004・2006・2007・2010年度J-KIDSホームページ大賞都道府県優秀校)

レインボーフラン(川中島小5ヶ年計画) H20~24

川中島小では、教育活動の推進と教育力の維持発展のために、向こう5年間の基本計画を検討し、学校運営協議会で承認された。今後、年次ごとに具体的な行動目標を策定する。

1. 学校運営の基本方針

学校の主役は21世紀をつくる子どもたち

- ・子どもたちがいきいきと心豊かに学ぶ学校づくり
- ・学校評価を積極的に取り入れた学校運営
- ・教職員の人材育成（子どもや地域から学ぶ教職員）
- ・新学習指導要領の移行（20・21・22年度）、完全実施（23年度）に向けて、年次ごとに計画を立て川中島小教育プランを確立する。

2. 教育活動基本計画（川中島小教育プラン）

- ・地域に根ざした教育課程の創造
- ・子どもの実態にそくした、きめの細かい指導計画と授業実践（経年研修の充実）
- ・地域、保護者参画学習の推進（参画を実感する実践）
- ・新学習指導要領への移行計画の作成
- ・子ども主体の活動計画（子ども参画推進）
- ・地域学習副読本の作成（従来のものにとらわれない新しいスタイルを模索）

⇒『川っ子学習ハンドブック』（学習副読本）

3. コミュニティ・スクールの推進

- ・地域、保護者、子ども、教職員の協働・参画（川中島コミュニティ）
- ・相互信頼に基づき自立と自己決定を推進する学校運営協議会
- ・6コミュニティ活動の充実と元気が出る取り組み
（学び創造コミュニティ）教育課程への参画
（子どもの安全対策コミュニティ）
地図バトロールの連携推進
（情報発信コミュニティ）ホームページ・掲示板の活用
（小中連携コミュニティ）
川中島中、藤崎小との連携コミュニティ・スクール
（学校評価コミュニティ）
前後期2回の取り組みと課題・成果・改善の公表
（ファンドコミュニティ）
ファンドのあり方、事業計画の推進運営
- ・コミュニティスクールを理解し推進する人材の招聘
（人事異動への要望）

4. 教職員のあるべき姿

- ・子どもと向き合う
- ・協働意識の確立
- ・自己研鑽の姿勢
- ・後輩の育成（世代交代・人材育成）
- ・新教育課程研修の充実（新学習指導要領の学習会）

5. 学校施設の改善『平成22年度大規模改修プラン』

- ・行政主体から地域住民、保護者、子ども参画の学校づくり（学校施設つくり）
- ・子ども、地域にあったコミュニティの核となる施設
- ・学校に対する愛着と誇りを共有する学校（学校施設）をつくる
- ・コミュニティルームの設置

6. 平成24年度（5年次）までに実現を目指す事項

- ・地域と共に青写真を作成した大規模改修&改築
- ・教育課程の実践をもとに、『川っ子学習ハンドブック』（学習副読本）の発行
- ・野外学習施設の設置
- ・コミュニティふれあい活動の確立（地域の方々とのふれあい活動）
お年寄りとの交流 幼児との交流
花壇作り 花いっぱい運動 挨拶運動
清掃活動 交流会
- ・ワークショップ型の学習発表会
(幼・小・中・高連携・地域連携)
相手意識とコミュニケーション力の育成
- ・川中島小教育プラン
(新学習指導要領と川小地域体験学習をもとに)
- ・4色運動会の子ども、保護者、コミュニティの共催運営
- ・子ども集会活動の計画的実践（子ども主体）
- ・子どもの悩み相談の充実
(カウンセラー・相談員の招聘)
- ・職業体験プログラム
(地域商店・企業・公的機関)
- ・研究報告会の毎年実施
(20年は英語活動の実践発表を予定)
- ・国際交流の推進
(19年12月3日の取り組みを発展継続)
- ・教育課程の中に人権プログラムを組み入れる
- ・授業日数と授業時数の確保
(206~210日)
- ・自主給食の設定（夏期授業期間の給食実施=授業増加分 ※有償）

【19年度後半から取り組むファンド・コミュニティ】

- ◇コミュニティ・サポーター
(1時間あたり500円の謝礼)
- ・コミュニティ業務の推進
- ・教職員の多忙化解消支援
- ・コミュニティ共催学校行事への支援

◇大学生教育ボランティアに交通費の補助
(1日500円)

◇コミュニティ掲示板の設置
(2ヶ所：広報活動の一環)

日本国憲法・かわさき教育プラン 川崎市立川中島小学校の学校教育全体構想



平成22年度川中島コミュニティ学校運営協議会年間活動計画

月	日(曜)	定例会及び関連会議など	内 容	場所・備考
4	9(金)	第1回コミュニティ学校運営協議会	・今年度の取り組みについて ・所掌事項の承認 ・各コミュニティの運営について	第1プレイルーム 他
5	7(金)	PTA総会・学校説明会	・年間教育活動計画等について	川っ子ホール
	26(水)	第2回コミュニティ学校運営協議会	・第1回定例会の報告・学校行事について ・各コミュニティの今年度の取り組み計画	第1プレイルーム 他
6	24(木)	第1回子どもコミュニティ会議	・学校生活をよりよく過ごすための目標	校長室・中休み
	26(土)	土曜授業参観・学校懇談会	・各コミュニティ主催で、分科会テーマに基づく懇談会を行う	特別教室 他
	30(水)	第3回コミュニティ学校運営協議会	・土曜授業参観・学校懇談会の振り返り ・第2回定例会の報告 ・各コミュニティ分科会	第1プレイルーム
7	13(火)	第2回子どもコミュニティ会議	・子ども目標（スローガン）策定 (魔法の合い言葉) → 7/17朝会発表	校長室・中休み
	22(木)	第4回コミュニティ学校運営協議会	・第3回定例会の報告 ・各コミュニティ分科会	川っ子ホール (旧幼稚園舎)
8	27(金)	第5回コミュニティ学校運営協議会	・第4回定例会の報告・前期学校評価確認 ・CS推進協議会東京会場発表要旨プレゼン ・各コミュニティ分科会（前期ふりかえり） ・校舎大規模改修経過報告 ・コミュニティ評価検討（年度内実施予定）	プレハブ図書室 又は川っ子ホール
9	14(火)	コミュニティ・スクール推進協議会 (東京会場)	・川中島コミュニティ実践発表 (大浦会長・清水副会長・前島事務局長)	国立オリンピック記念 青少年総合センター
	22(水)	第6回コミュニティ学校運営協議会	・第5回定例会の報告 ・CS推進協議会東京会場発表報告 ・前期学校評価のまとめ（随時） ・各コミュニティ分科会（後期目標設定） ・川崎市スクールミーティング計画	プレハブ図書室 他
10	27(水)	第7回コミュニティ学校運営協議会	・第6回定例会の報告 ・前期学校評価報告 ・各コミュニティ分科会（後期行動計画） ・川崎市スクールミーティング	プレハブ図書室 他
	27(水)	第3回子どもコミュニティ会議	・地域に学校の活動を紹介する取り組み ・子ども目標（スローガン）の取組報告	校長室・中休み
11	9(火)	川崎市スクールミーティング（会場）	・教育長、教育委員、教育委員会職員来校	
	24(水)	第8回コミュニティ学校運営協議会	・第7回定例会の報告 ・後期学校評価（提案） ・各コミュニティ分科会	プレハブ図書室
12	4(土)	ハッピーフェスタ（PTA共催）	・ファンドコミュニティ活動	校庭・体育館
	22(水)	第9回コミュニティ学校運営協議会	・第8回定例会の報告 ・後期学校評価確認・各コミュニティ分科会	プレハブ図書室 他
1	26(水)	第10回コミュニティ学校運営協議会	・第9回定例会の報告 ・学校評価集約・まとめ（随時） ・各コミュニティ分科会 (CS活動資料作成)	プレハブ図書室 他
2		第4回子どもコミュニティ会議	・ふりかえり（成果と課題） ・次年度に向けて	校長室・中休み
	19(土)	公開授業・学校教育報告会	各コミュニティ活動報告（成果と課題） (子ども・CS委員・教員)	各教室（授業） 体育館
	25(金)	第11回コミュニティ学校運営協議会	・第10回定例会の報告 ・報告会ふりかえり ・各コミュニティ分科会（まとめ）	プレハブ図書室 他
3	25(金)	第12回コミュニティ学校運営協議会	・第11回定例会の報告 ・平成23年度学校運営基本構想提案（承認） ・各コミュニティ分科会（引き継ぎ事項） ・平成23年度委員の確認	プレハブ図書室 他

※各コミュニティ部会は必要に応じて隨時開催。